

生徒が著作物を正しく使用するための工夫

- 文化活動発表会を通して -

高教研情報部会富山地区研究発表

富山県立富山高等学校 織田 樹郎

0. 富山高校文化活動発表会について

文化活動発表会は今年度で40回を数える富山高校の伝統行事である。文化部の活動や作品を発表する場として昭和42年より開催され、昭和54年からはクラス研究発表が実施されるようになり現在に至っている。

平成15年度より現行の教育課程が施行される際、文化活動発表会のクラス研究発表・展示は「総合的な学習の時間」の成果を発表する機会と位置付けられ、情報の時間に情報収集・情報発信に重きを置いた学習活動を行うこととなった。今回は平成15年度以降のいわば「新生」文化活動発表会における問題点やその対策について報告したい。

1. 実施1年目（平成15年度）の概要と問題点

校内統一テーマ「Internationalization」の元、1年生は「総合的な学習の時間」に研究した外国事情について各クラスの代表がステージ発表を行った。発表されたテーマは自然科学・医療・歴史・経済・文化・環境などである。外国事情ということもあり外国語の参考文献や参照サイトの丸写し的なものも見られ、生徒独自の視点による考察やわかり易くする工夫という点でやや不満の残る1年目であった。

2. 実施2年目（平成16年度）の概要と問題点

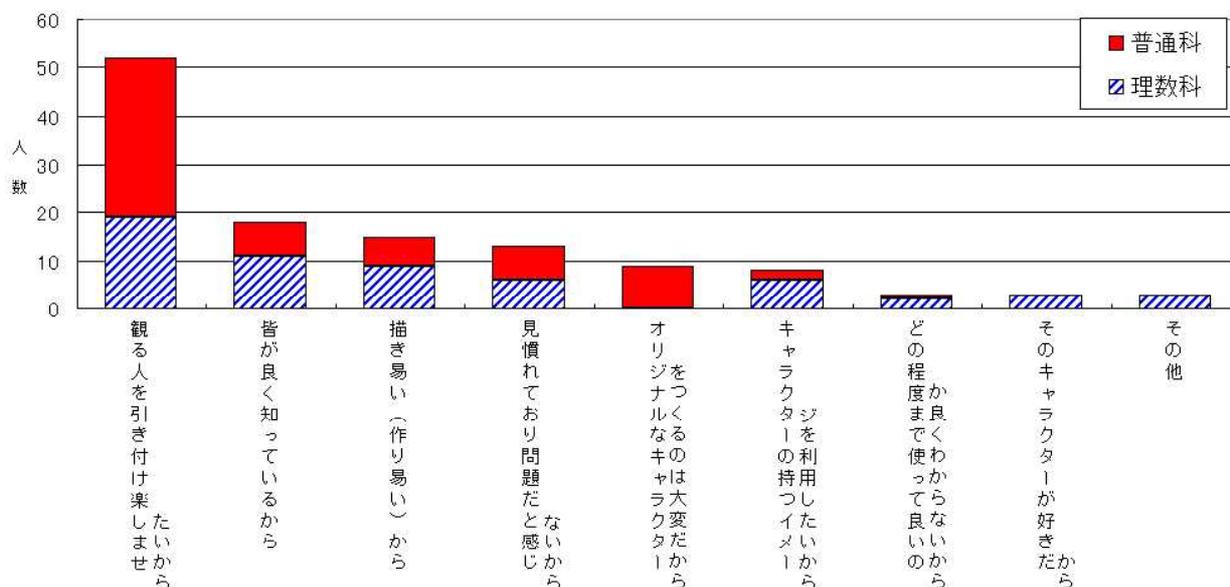
情報科では前年度の反省を踏まえ、著作権と情報倫理に関する学習を1学期に実施した。著作物の適正な利用の仕方を理解させ、また機械的なコピー＆ペーストに起因するわかりにくい表現を少なくすることが目的である。また、プレゼンテーションに関わる指導は多くの生徒がプレゼンテーションソフトを使いこなしているという実態を鑑み、ソフトの操作よりもより良いプレゼンテーションにするためのポイントに指導の重点を置いた。

文化活動発表会自体も昨年度から変更があり、統一テーマの範囲で1・2年生各クラスで研究テーマを決定するという従来のやり方が復活し、また昨年はステージ発表に関わらない生徒が当日に「お客さん」状態だったという声を受けて、クラス展示も復活した。クラス発表・クラス展示に向けた盛り上がりを感じられる一方で、研究というより人気を呼ぶことに軸足を移したかのようなクラス展示もあった。

3. 実施3年目（平成17年度）の概要と問題点

前年度に娯楽的要素の強いクラス展示が幾つか行なわれたことから、統一テーマとの整合性がきちんとチェックされるようになった。スケジュールの関係から文化活動発表会までの準備期間が短くなり、その結果安易で必然性のない著作物の利用が目立ったのが前年度の大きな特徴である。とりわけ2年生（ディベートとクラス展示の両方を行なうのでどうしても展示の準備が手薄になる）にその傾向が強かった。この年、文化活動発表会終了直後に1年生を対象として、実際の展示の画像を用いて著作物の使い方が適切であったかどうかをプレゼンテーションした。これは情報の時間に行なった著作物等の使用に関するアンケート（詳細は次ページ）で、「問題だと感じていない」「どの程度まで使ってよいかわからない」という回答が少なからずあったことを受けての措置である。同時に、ここで著作物利用について確認しておくことで、来年度（2年次）に適切なクラス展示を構成する為の何かしらの判断基準を持たせたいという目論見もあった。

キャラクター等を使用した理由(複数回答)



4.実施4年目(平成18年度)の概要

1年生が文化活動発表会の準備をしている段階で昨年度作成した著作物の使い方のプレゼンテーションを示し、1年生に著作物をどの程度まで使っても良いのかをイメージさせるようにした。また、1年生に配布した著作物の利用に関する注意事項を2年生に対しても示すことにし、担任を通じて連絡してもらった。これらの結果、生徒が著作物の利用の可否を質問に来るようになったり、著作(権)者に連絡して許諾を求めたりするようになった。

5.今後の課題

「新生」文化活動発表会導入の頃と比較すると、著作物(インターネットのコンテンツを含む)を利用して安易に展示を仕上げようという雰囲気が薄れ、著作権などの諸権利に配慮しなければならないという意識が少しずつ身に付いて来たように感じられる。今年度は9月に入って行なった著作物の使い方の事前指導を、夏休みの学年集会の時間などで行なうことができれば、現在大変厳しい文化活動発表会までの日程を多少なりとも稼ぐことができると考えられる。

生徒の中には著作物の利用=著作権の侵害と短絡的に捉えていささか過敏になっている者も居り、「はダメですか?」という質問が(担任からのものも含めて)今年度は大変多かった。現状では授業担当者が使用目的や必然性なども加味しながら質問に答えているが、生徒達自身が適正な判断を行ってクラス研究をより良いものにしていけるようになって欲しいと願っている。



6. 著作物の使用許諾を得る為の著作(権)者との交渉について

著作物を学校で利用するにあたっては、まず著作権法に定められた「著作権の制限(第32条:引用および第35条:学校その他の教育機関における複製等)」の範囲に該当するかどうかを確認する必要がある。「著作権の制限」の範囲にあれば、著作権者に断らずに著作物を利用することが可能な筈である。ただ、学校での著作物利用が無条件で許されている訳ではない。授業や部活動その他においてやむを得ず必要な分だけを使用者自身が複製するなど、細かい条件が定められているので良く確認しなければならない。

また、「著作権の制限」の範囲を逸脱する場合であっても、著作(権)者の許諾が得られれば著作物を使用することが可能である。実際に何度か行なってみた感じでは、目的や事情をきちんと説明すれば許諾される場合も少なくないと思う。ポイントは、まず関連法規や事例を調べる、次いで「何を」「どのような目的で」「どういう形態で」使いたいのかを事前にはっきりさせておくこと、そして許諾の優先順位を心積もりしてから交渉に臨むことであろうか。そして許諾を得られた場合にはその旨を明らかにするとともに、許諾の範囲を超えた著作物の利用が無いよう周知を図る必要がある(著作物の利用が許可された場合であっても、Webページへの掲載は断られることが多かった)。

7. 著作(権)者の権利を守る為の対価はどの位か

著作物(映像作品等)に既存の音楽を使用する場合やそのようにして作られた著作物を複製する場合、それが「著作権の制限(第30条:私的利用のための複製)」の範囲を超えている場合は音楽著作権料を負担しなければならない。音楽著作権料については(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)が窓口として機能していることは比較的知られているが、具体的にどの位の額になるのかはちょっと想像がつかないだろう。今回サンプルとしたのは研修旅行の記録ビデオ(約30分間)で、生徒が編集して音楽を付けたものである。これを適切なメディアに関係者(クラス生徒全員と教員の計44名)分だけ複製するとき、赤字が出ない程度の頒布価格が幾ら位かを調べることにした。

A. BGMとして右の3曲が使用されており、JASRACに9,100円を支払う必要がある。

(本数に関係なくこの金額)

B. (イ)及び(ウ)については著作権隣接権が存在する為、音源利用にあたってレコード製作者が定める金額を支払わなければならない。

収録番号	作品名	時間(秒)	作品コード	アーティスト	基本使用料	複製使用料	44人分
					800円/分	500円/分	
(ア)	テレビアニメ主題歌A	15	036-5906-2	生徒自演	800	500	1,300
(イ)	テレビアニメ主題歌A	36	036-5906-2	歌手A	800	500	1,300
(ウ)	アイドルMの歌謡曲	294	106-6355-0	アイドルM オーケストラ	4,000	2,500	6,500
合計					5,600	3,500	9,100

(イ)CD未発売の為、テレビ局に問い合わせ レコード盤の製作者を紹介される 見積もり 50本までの複製であればおよそ3万円

(ウ)アイドルMの事務所とレコード会社の双方にメールで問い合わせるも全く回答なし。(以降の試算では少なくとも(イ)と同額は必要と仮定している)

C. 記録媒体並びに複製等に掛かる費用(業者見積り・DVDに関してはマスター作成費を人数で折半)

A~Cを元に頒布価格を割り出してみた。

VHS(コピーガードなし) 2,051円

DVD(コピーガードあり) 3,204円

これは高校生が簡単に出来る金額とはいえない。著作物の適正な利用を生徒に考えさせる題材とするには、この金額がもう少しわかり易く算出できなくてはならない。また何より、高校生が納得して支払える範囲の課金額となるべきであろう。レコード製作者等の料金体系の改善を特に望みたい。

記録媒体・方式	全体経費	1本あたりの経費			44人分
		媒体+ケース	ダビング代	コピーガード	
VHS(コピーガードなし)		231	250	0	21,164
VHS(コピーガードあり)		231	250	79	24,640
DVD(コピーガードなし)			767	0	33,748
DVD(コピーガードあり)					
合計		17,325		1,240	71,885